

## 【第30準備書面（その2）の要旨】

（はじめに）

本準備書面においては、原子炉の稼働停止（第3章）について述べ、失敗学会方式（E）（第4章）、水密化・高所化措置（B・C・D）（第5章）及び防潮堤等（A）（第6章）については、追って、別途、述べることとする。

### 第3章 原子炉の稼働停止措置について

#### 第1 はじめに

原子炉の稼働停止措置については、本章において、体系的に整理して述べることとする。

#### 第2 稼働停止措置の具体的内容及び措置完了までの期間並びに稼働停止後の冷却機能について

（1）原子炉の稼働停止措置の具体的内容及び当該措置の完了までの期間

①原子炉の運転停止措置の具体的内容は、制御棒挿入による運転停止である。

②原子炉の運転停止措置の完了までの期間は、制御棒挿入の期間であり、「即時」である。

（2）運転停止後の冷却機能も原子炉内の核燃料の冷却機能が維持されていること

①運転停止後に問題となるのは核燃料の発する崩壊熱であるが、RHR（残留熱除去系）による冷却により、原子炉内の温度は急激に減少し、温度が減少するに伴い炉内の圧力も減少し、温度が100℃

以下になれば水の蒸発が起きないので圧力は大気圧（0.1 MP a）と同じになり、いわゆる「冷温停止」状態となる。

②福島第一原発の原子炉と同型のBWRの典型的な停止曲線によると、制御棒挿入から1日経過すれば、確実に大気圧と同じ圧力になる。

③非常用の低圧冷却系の駆動源としてはディーゼルエンジン駆動の消火用ポンプ（D/D F P）が設けられており、その吐出圧力は約0.4 MP aであり、また、D/D F Pの予備として消防車を使用する場合には、その吐出圧力は約1 MP aである。

④したがって、炉内の圧力がそれ未満となっていれば、推本予測の津波襲来による全電源喪失が発生しても、D/D F P又は消防車による注水は確実に可能である。

### 第3 稼働停止措置を実施すべき時期（始期）

#### （1）本来的には「長期評価」公表後直ちに停止

①推進本部の「長期評価」は平成14年7月31日に公表されているが、それによれば、福島県沖の海溝寄り領域において1896年明治三陸地震と同クラスの津波地震が起きる場合には、福島第一原発に、その敷地高10mを超える津波が襲来する可能性があった。

②したがって、原発業務には高度の注意義務が課されていることを踏まえ、漫然と津波解析の結果を待つのではなく、安全側に立って、まずは運転を停止した上で解析結果を待つこととすべき義務があったと言うべきである。

#### （2）遅くとも津波解析結果を得られた後直ちに停止

①推進本部の「長期評価」公表時において、土木学会の「津波評価技術」による津波計算が必要かつ可能であった。

②被告東電は、平成20年1月に、東電設計に対し、「長期評価」についての津波解析を委託し、その2ヶ月後の同年3月には、東電設計からその結果の報告を受けている。

③「長期評価」の公表は2002（平成14）年7月31日であるが、その直後に津波解析を委託していても同程度の期間で回答を得られたものと解するのが自然である。

④したがって、遅くとも平成14年末までには停止すべきだったことになる。

#### 第4 稼働停止措置の形態・多重性

##### （1）被告東電による自主的措置としての稼働停止措置

「長期評価」公表により既設原子炉が襲来する津波によって全電源喪失に至る可能性が生じたのであるから、電業法第39条に定める技術基準に適合しなくなったとして、被告国の同法第40条に基づく停止命令手続きを経るまでもなく、先ずもって自主的に原子炉を稼働停止すべきことは当然である。

##### （2）被告国（経済産業大臣）による稼働停止措置

①被告国には、規制当局として、既設原子炉が電業法39条に定める技術基準に適合しなくなった場合には、直ちに同法40条に定める技術基準適合命令を発する義務がある。

③そして、「長期評価」公表により既設原子炉が襲来する津波によって全電源喪失に至る可能性が生じたのであるから、電業法39条に定める技術基準に適合しなくなったとして、直ちに同法40条に基づき、原子炉の「使用の一時停止」を命ずるべきこととなるのは自明である。

③なお、被告国は2002（平成14）年にも福島第一原発1号

機につき停止処分している。

(3) 双葉町の安全確保協定（「東京電力株式会社福島第一原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定書」）上の事前了解権限に基づく稼働停止措置

ア 通報連絡

①推進本部の「長期評価」については、それが安全確保協定第3条に定める「安全確保対策等のため必要な事項」に該当することは明らかである。

②したがって、被告東電は、同条に基づき、福島県、双葉町及び大熊町に対し、推進本部の「長期評価」につき通報連絡することとなる。

イ 事前了解の要請

①被告東電は、推進本部の「長期評価」への対処措置について、安全確保協定第2条の「原子炉施設及びこれと関連する施設等の新增設又は変更しようとするとき」に該当するところから、地元自治体の事前了解を得る必要がある。

②そこで、被告東電としては、地元自治体に対し、当該対処措置についての事前了解を要請することとなる。

ウ 要請の内容・・・稼働停止

①被告東電としては、推進本部の「長期評価」への対応措置として、まずは原子炉の稼働停止措置を採るべき義務があることは上述したとおりである。

②したがって、被告東電の地元自治体に要請する対応措置が原子炉の稼働停止であることは自明のことである。

エ 双葉町が事前了解し得る措置は稼働停止措置のみであること

①双葉町等地元自治体が安全確保協定を締結しているのは、その

前文にあるとおり「周辺地域住民の安全の確保を目的」としているからである。

②そして、推進本部の「長期評価」公表により福島第一原発は、襲来する津波によって全電源喪失に至る可能性が生じ、電業法39条に定める技術基準に適合しない状態となったのであり、地元自治体にとって、何らの対応措置を講じないまま原発稼働が継続することは住民の安全確保上了解し得ないことは、言うまでもないことである。

③したがって、双葉町が事前了解し得る措置は稼働停止措置のみであることは、自明のことである。

オ 双葉町における事前了解対応

(ア) 双葉町長における要請への対応方針の決定

双葉町長が、町執行部の幹部会議を開催して、双葉町として、稼働停止措置につき事前了解するとの方針を決定する。

(イ) 安全確保協定が定める機関における審議・決定

a) 安全確保協定第5条の「技術連絡会」

①「技術連絡会」においては、その運営要綱が定める福島県、双葉町、大熊町及び被告東電の委員が、被告東電及び被告国からの推進本部の「長期評価」への対処状況についての説明に基づき協議する。

②協議の結果、双葉町として、被告東電に対し、先ずは福島第一原発を稼働停止する措置を採ることについて了解することを決定する。

b) 安全確保協定第13条の「連絡会議」

①福島県生活環境部長、双葉町長、大熊町長、富岡町長、楢葉町長、広野町長、浪江町長及び南相馬市長をメンバーとする連絡会議において、技術連絡会の協議結果に基づき審議する。

②審議の結果、連絡会議として、技術連絡会が、被告東電に対し、

福島第一原発を稼働停止する措置を採ることについて了解することを決定したことに異議がないことを確認する。

(ウ) 町議会

①町長が、被告東電からの事前了解の要請について町議会において審議するため、臨時町議会を招集

②技術連絡会における検討状況等に基づき審議

③福島第一原発を稼働停止するについて了解することを決議

(エ) 町長

双葉町が、被告東電に対し、上記町議会の決議に基づき、福島第一原発を稼働停止するについて了解することを決定した旨伝える。

カ 地元自治体の了解と保安院の審査内規

①保安院の青木氏は、被告東電が設置変更許可申請をする場合、申請前のプレヒアリングの段階で安全確保協定の定める地元自治体の了解を得ておくことが、保安院の審査内規とされていたことを認めている。

②このことは、保安院においても、安全確保協定に基づく地元自治体の了解が得られていなければ、審査自体が進まないということの意味するのであって、安全確保協定の重要性を考えれば、当然のことである。

第5 稼働停止の解除要件及び解除時期

①稼働停止が解除されるためには、稼働停止の代替措置としての他の回避措置が実施され、かつ、当該措置が停止と同程度に確実な津波対策措置と評価し得ることが要件となる。

②解除時期は、上記解除要件が充足されたことにより、被告国が停止処分を解除するとともに、地元自治体が再稼働の事前了解をした

ときである。

## 第6 稼働停止による本件事故の回避可能性

①稼働停止後には原子炉内の圧力は急速に減少し、1日後には確実に冷温停止状態に至り、大気圧と同じ圧力となることは、上述したとおりである。

②したがって、稼働停止から1日経過後であれば、本件事故と同様の全電源喪失下においても、D/DFP（吐出圧力約0.4MPa）及び消防車（吐出圧力約1MPa）による低圧冷却系機能により確実に冷却機能が維持されて、本件事故を回避できたことは明かである。

## 第7 被告国及び被告東電のドライサイトコンセプト論による反論

①被告国及び被告東電は、ドライサイトコンセプト論により、防潮堤等以外の回避措置を「不確実な措置」として、採るべき回避措置とはなり得ないとしていることは、既述のおとりである。

②したがって、防潮堤等の設置が完了するまでの間は、稼働停止措置は解除されず、継続すべきこととなる。

③そして、その間に本件津波が襲来していても、本件事故が回避できたことは、上述したとおりである。

## 第8 裁判例

最高裁統一判決の三浦裁判官の反対意見及び東京地裁株代判決は被告東電に停止義務が課されていることを認め、最高裁統一判決の多数意見の補足意見も、停止につき「検討することとなろう」として、停止しないとすることについて問題があることを認めているところである。

第9 原発を推本予測の津波対策をしないまま稼働させることを正当化し得る理由は全く存在しないこと

(1) 原発規制の法体系と稼働停止

①本予測の15.7m水位の津波予測について予見義務が認められる場合には、電業法39条が定める技術基準に適合しないこととなり、同法40条に基づく技術基準適合命令により原子炉は「一時停止」させられることとなることは、上述したとおりである。

②したがって、原発の稼働停止を考慮外とすることが正当化され得ないことは、法令の体系・解釈から明らかであり、そのこと故に裁判例等も考慮外とすることを認めていないことは、上述したとおりである。

(2) 原発の社会的有用性と稼働停止

①原発の社会的有用性が原発の稼働停止を考慮外とすることを正当化し得るものではないことは、上記の法令の体系からして当然であり、現に、炉規法による設置許可基準もかかる有用性を前提に定められている。

②したがって、その前提を崩した上で有用性を論じることは、かかる原発の安全規制の在り方と相容れず、許容され得ないことは明らかである。

以 上